

関東地方整備局告示第6号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成17年1月7日

関東地方整備局長 渡辺和足

第1 起業者の名称 栃木県

第2 事業の種類 県道佐野行田線改築工事（栃木県佐野市田島町字古河田地内）

第3 起業地

1 収用の部分 栃木県佐野市田島町字古河田地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、栃木県佐野市赤坂町地内から同市田島町字石田地内までの延長1,612mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道佐野行田線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、用地取得が完了し、改築工事を施行中である部分及び既に供用を開始している部分を除いた、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号の都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

都道府県道の管理は、道路法第15条の規定により、その路線の存する都道府県が行うものとされており、本件区間は栃木県に存していることから、起業者である栃木

県は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

県道佐野行田線は、栃木県佐野市を起点とし、群馬県館林市、埼玉県羽生市を経て、行田市に至る延長約 22km の栃木県、群馬県及び埼玉県の 3 県を南北に縦走する主要な幹線道路である。

このうち、本件区間は、佐野市の中心市街地と同市郊外の一般国道 50 号を結ぶ区間であり、沿線の羽田工業団地を初めとする周辺地域の工業団地並びに安蘇郡葛生町及び田沼町に多数存する石灰岩採石場からの大型車両の交通需要を担っているところ、車道幅員が約 6.0 m の狭小な 2 車線道路であることから交通渋滞が発生している。平成 11 年度道路交通センサスによると、本件区間の交通量は 19,333 台 / 日、混雑度は 1.34、大型車混入率は 26.7 % であり、また、起業者が平成 16 年 2 月に行った調査によると、朝のラッシュ時には栃木県佐野市田島町字古河田地内の田島駅前交差点を先頭に、一般国道 50 号方面へ向かう自動車により渋滞長が最大 140 m に達していることが確認されている。

また、本件区間は、歩道幅員が 1.5 m と狭小であるため、通勤通学時に車両及び歩行者の安全かつ円滑な交通が著しく損なわれている状況にある。栃木県佐野警察署の調べによると、本件区間における交通事故件数は、平成 14 年に 51 件発生していることが確認されている。

本件事業の完成により、本件区間の交通渋滞の緩和が図られるとともに、車両及び歩行者安全かつ円滑な交通の確保が図られると認められる。

なお、本件事業が生活環境等に及ぼす影響については、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が大気質、騒音及び振動について任意で検討を行っているところ、いずれの項目にお

いても環境基準を満たすものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業者の調査によると、本件区間内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、本件区間における交通渋滞の緩和と車両及び歩行者の安全かつ円滑な交通の確保を図るとともに、増大する交通需要に対処するため、道路構造令（昭和45年政令第320号）第3種第2級の規格に基づき4車線の道路をバイパス及び現道拡幅方式で整備する事業であり、本件事業の事業計画は道路構造令等に定める規格に適合しているものと認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和38年7月22日に都市計画決定、平成13年1月19日に変更決定されており、事業計画の基本的内容は、変更後の都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、3(1)で述べたように、本件区間において交通渋滞等が発生していることから、できるだけ早期に交通渋滞の緩和等を図る必要があると認められる。

また、本件事業は、国土交通省が平成 13 年 10 月に策定した「首都圏整備計画」及び栃木県が平成 13 年 4 月に策定した「栃木県総合計画 とちぎ 21 世紀プラン 2001 実行計画」において整備を推進するものと位置付けられているとともに、地元からも早期完成の強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性が高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲であることから収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の供覧場所 栃木県佐野市役所